

非営利法人等の主な課税の取扱い

政府税制調査会資料

項 目	公 益 法 人 等	特定非営利活動法人 (NPO法人)	中 間 法 人	協 同 組 合 等	人格のない社団等
課 税 対 象	原則非課税 収益事業(33業種)に より生じた所得に限り 課税	原則非課税 収益事業(33業種)に より生じた所得に限り 課税	すべての所得に対して 課税	すべての所得に対して 課税	原則非課税 収益事業(33業種)に より生じた所得に限り 課税
法 人 税 率	22%	30% (所得800万円まで22%)	30% (所得800万円まで22%)	22%	30% (所得800万円まで22%)
(1) 寄附金枠 〔当該法人が寄附をした場合〕 の損金算入限度額	所得金額の20% 〔学校、社福、更生保護は所得の50%〕 又は年200万円のいずれか多い金額	所得金額の2.5%	所得金額の2.5%	(資本等の金額の0.25% +所得金額の2.5%) × 1/2	所得金額の2.5%
(2) みなし寄附金	収益事業部門から非収益 事業部門への資産の振替 えを寄附金とみなす。	(注) _____	_____	_____	_____

(注) 平成15年度税制改正の大綱(平14.12.19)において、認定NPO法人については、公益法人等と同様に、収益事業部門から非収益事業部門への資産の振替えを寄附金とみなすとともに、寄附金の損金算入限度額を所得の金額の20%とすることとされている。